

# ■『耐震建替事業』補助の流れ

申請者で行っていただく内容

補助金交付申請等の手続き

市（建築課）での処理

**2.耐震建替事業を行う業者の選定**  
耐震建替事業を依頼する業者（設計、解体業者、新築工事業者）を選定し、設計、解体工事、新築工事の見積りを依頼して下さい。

**1.事前相談**  
補助対象となる住宅であるか確認しますので、建物の概要（所在地・建築年等）、耐震診断結果のわかる書類を準備いただき、事前に市（建築課）に相談してください。

耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判定された木造住宅が対象です。  
ただし、容易診断調査票を活用し、「倒壊の危険性がある」と判定された場合も対象となります。

**3.補助金交付申請**  
申請書及び添付書類を市（建築課）に提出してください。  
必ず、耐震建替事業を行う前に申請してください。

【申請書】  
「補助金交付申請書（様式第1号）」

【添付書類】  
(1)当該住宅の付近見取図、平面図  
(2)所有者及び建築（又は着手）年月日がわかるもの（登記事項証明書等）  
(3)耐震診断結果が確認できるもの（容易診断調査票も含む）  
(4)見積書等の写し  
(5)耐震改修等計画書（様式第1号別紙1）  
(6)補助金申請額の計算表（様式第1号別紙2）  
(7)申請者及び住宅所有者の市税の滞納がない旨を証明する書類（納税証明書）  
(8)その他市長が必要と認める書類

**5.耐震建替事業の契約**  
耐震建替事業を依頼する業者（設計、工事等）と契約に必要な書類を取り交します。

**4.補助金交付決定通知書の送付**  
申請内容を確認し、補助金の交付が決定しましたら、「補助金交付決定通知書」を送付します。

**6.耐震建替事業の着手前の確認**  
【設計】  
新築住宅において建築基準法第6条第1項による確認申請を要しない場合、同法第20条第4号に適合しているか否かの確認をします。新築工事着手前に、軸組計算（必要壁量・設計壁量）、耐力壁の配置等の図面を建築課にて確認を受けて下さい。

**9.完了実績報告書の提出**  
耐震建替事業が完了したら、速やかに完了実績報告書を提出してください。

【報告書】  
「完了実績報告書（様式第5号）」

【添付書類】  
(1)解体工事の着工前写真、完了写真及び施工状況写真及び、新築工事に係る施工状況写真、完了写真  
(2)新築住宅に係る建築基準法第7条第5項による検査済証の写し、確認申請を要しない場合にあっては、同法第20条第4号に適合していることが確認できる図面等  
(3)新築工事に係る省エネ基準に適合したことが確認できる図面、計算書等  
(4)耐震建替事業に係る契約書の写し  
(5)耐震建替事業に要した費用の領収書の写し  
(6)その他市長が必要と認める書類

**10.補助金確定通知の送付**  
完了実績報告書の内容を確認し、補助金の交付が確定しましたら、「補助金等確定通知書」を送付します。

**7.耐震建替事業の実施（解体・設計・新築工事）**

**8.工事代金の支払い**  
耐震建替事業が完了したら、契約に基づき業者（設計、工事等）に代金を支払い、領収書を受け取ります。

**11.補助金の請求**  
「補助金等交付請求書（様式第7号）」を提出してください。

**12.補助金の振込み**  
請求書を提出いただきましたら、補助金を申請者の指定口座へ振込みます。